



平成20年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 間 組（呼称：ハザマ）
代 表 者 名 代表取締役社長 小 野 俊 雄
（コード番号 1719 東証第1部）
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 田 隆 正
（TEL. 03 - 3588 - 5700）

取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプション(相殺型)の内容決定について

当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権による報酬等の額およびその具体的内容についての議案を平成20年6月27日開催予定の当社第5回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(提案の理由)

1. 当社の取締役の報酬額は、平成15年6月27日開催の会社分割以前における株式会社間組第73回定時株主総会の分割計画書の承認において、月額1,500万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご決議いただき現在に至っております。当社は、業績連動の報酬制度の導入等を目的として、当社の取締役の報酬等を、下記（議案の内容）記載のとおり改定し、
（1）月額報酬、および（2）株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に分類して支給することといたします。

2. 当社の取締役の報酬等の算定の基準および変更の理由等は、それぞれ以下のとおりであります。

（1）月額報酬

上記のとおり、当社は、業績連動の報酬制度の導入、その他諸般の事情を考慮して、当社の取締役の報酬額を以下のとおり改定させていただきます。

なお、当社の取締役に対する月額報酬の額は、当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準として算定したものです。

（2）株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等

今般、業績連動の報酬制度の導入に伴い、当社の取締役について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたします。

なお、当該株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容は、下記（議案の内容）1. (1) 記載の月額報酬の減額部分（月額100万円）を基準として

決定しております。また、当社は、新株予約権が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられる株式報酬型ストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

3. 取締役の員数

現在の取締役は 9 名ですが、第 5 回定時株主総会にて予定する取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと 8 名となります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役に対して支給する報酬等につき、以下のとおりとすることといたします。なお、以下の各分類の報酬等はそれぞれ別枠といたします。

(1) 月額報酬

当社の取締役の金銭報酬額は平成 15 年 6 月 27 日開催の会社分割以前における株式会社間組第 73 回定時株主総会の分割計画書の承認において、月額 1,500 万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨ご決議いただき今日に至っておりますが、かかる金銭報酬額を月額 1,400 万円以内と改定させていただきたいと思っております。

(2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等

新たに当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年間につき年額 1,200 万円を上限として設ける旨をご承認いただきたいと思います。

2. 当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたします。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数

①新株予約権の総数

1,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から1年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で当社の取締役会が定める期間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する株主総会または取締役会において定める。

3. 上記1. および2. の内容には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものとしたします。

【ご参考】

当社は、当社の執行役員に対しても、上記（議案の内容） 2. 記載の内容と同内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる予定です。

以 上